

## 監査公告第3号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成29年5月24日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置報告

**監査結果（抜粋）**

□ 所管課の監査結果

（１）備品の点検

「備品の点検について、指定管理委託の仕様書において、市が所有するもの及び指定管理者の所有するものを区分して、指定管理者が備品台帳等により管理することとしているが、市側の所有備品のうち、最近購入したものや寄附されたもので、記載がないものが見受けられた。指定管理者側へ適切な備品情報を提供し、購入・廃棄等の適正管理に努められたい。」

対 応（１）

文化会館の備品台帳について、購入及び寄附を受けたものについて点検を行い、備品台帳に記載し、指定管理者へ備品情報を提供し適正管理に努めたい。

（２）経理の指導

「経理の指導について、平成 27 年度の決算報告において、管理運営費の扱い方の説明が不十分なため、決算額に誤りが生じている。」

対 応（２）

監査を踏まえて管理運営費の取り扱いを改めて説明し、本社負担分の実績値を計上した決算書を再提出させた。

（３）事業評価の改善

「事業評価の改善について、市は、各年度の事業実績を評価することとなっているが、当該年度の事業報告に対する市側の評価が書面で残されておらず、後年度への指示があつたのか不明確である。今後は書面により事業評価を残すよう改善されたい。その際には、指定管理期間を通じた累積収益（損益）額も参照して評価することを期待する。」

対 応（３）

平成 27 年度の文化会館の事業評価について書面を作成し、次年度以降は累積収益（損益）額を含めて評価したい。

## □ 指定管理者の監査結果

### （１）経理誤りの修正

「経理誤りの修正について、収入管理は適切に行われていたものの、決算書において、平成 27 年 6 月分の文化会館付帯設備費用料 16,560 円及び 6 月、9 月、10 月、12 月分の利用料に総額 557,000 円の計上漏れがあった。決算額の訂正と再提出を求めたところであり、今後は十分に注意されたい。」

### 対 応（１）

今後は月別に集計しチェック体制を強化し、提出時に確認作業の徹底を実施し、単純ミスがないよう実施すると報告を受けた。

### （２）経理手法の改善

「経理手法の改善について、経理事務において、会計ソフトを利用しているにも関わらず、それらを決算に活用せず、別の集計から決算書を作成している。そのことに起因して集計ミスが散見されている。決算書作成における集計が一元管理できるよう、合理的な手法に改善されたい。」

### 対 応（２）

指定管理者から会計ソフトの集計表作成時での転記作業の確認作業及び諸帳簿の変更分の訂正を含め確認を徹底する旨の報告をうけた。

### （３）諸帳簿の適正管理

「平成 28 年度の自主事業コンサートに係る会場使用料が、管理帳簿には利用者実績の記入も減免額計上もされていなかったため、修正を求めた。」

### 対 応（３）

管理帳簿の修正書類を受領した。利用者実績の記入及び減免額等の取扱いについて確認した。